

大分県報

令和元年
五月三十一日
号外（五）

（金曜日）

目次

警察本部訓令

被疑者取調べの監督に関する規程の一部改正……………一

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第2号

警察本部
警察学校
警察署

被疑者取調べの監督に関する規程（平成21年大分県警察本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和元年5月31日

大分県警察本部長 石川 泰三

第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とし、第5条から第12条までを2条ずつ繰り上げる。

第1号様式中「（第6条、第7条、第10条関係）」を「（第4条、第5条、第8条関係）」に改める。

第2号様式中「（第7条、第10条関係）」を「（第5条、第8条関係）」に改め、

「【みなし監督対象行為】～規則第3条第2項関係

- 1 事前承認なしに、午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者取調べを行う。
 2 事前承認なしに、1日につき8時間を超えて被疑者取調べを行う。」を削る。

附 則

この訓令は、令和元年6月1日から施行する。